



熊本県公報

第 1 1 8 8 8 号
平成 22 年 3 月 9 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則	(管財課) 1
○熊本県難聴幼児通園施設規則等を廃止する規則	(障害者支援総室) 1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(") 2
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 3
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 4
○土地改良区役員の退任	(") 5
○清算法人天草町土地改良区清算人の退任	(") 5
○阿蘇郡南小国町上中原における入会林野整備計画の認可	(林業振興課) 5
○水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務	(水俣病保健課) 5
訓 令	
○熊本県狩猟監視員服務要領を廃止する訓令	(自然保護課) 8
○熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部を改正する訓令	(管財課) 8

規 則

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 7 号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則
熊本県公有財産取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

- 第 11 条第 5 号中「普通財産」を「公有財産」に改める。
- 第 26 条第 1 項中「普通財産」を「公有財産」に、「普通財産貸付申請書」を「公有財産貸付申請書」に改める。
- 第 27 条中「普通財産」を「公有財産」に、「貸付普通財産現状変更申請書」を「借受財産現状変更申請書」に改める。
- 第 28 条中「普通財産」を「公有財産」に改める。
- 第 29 条中「第 3 条」を「前 3 条」に、「普通財産」を「公有財産」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県難聴幼児通園施設規則等を廃止する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 8 号

熊本県難聴幼児通園施設規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 熊本県難聴幼児通園施設規則(昭和 56 年熊本県規則第 15 号)
- (2) 熊本県くすのき園設置条例施行規則(昭和 56 年熊本県規則第 46 号)
- (3) 熊本県りんどう荘設置条例施行規則(昭和 61 年熊本県規則第 13 号)
- (4) 熊本こすもす園設置条例施行規則(昭和 62 年熊本県規則第 22 号)
- (5) 熊本県身体障害者更生施設規則(平成元年熊本県規則第 25 号)
- (6) 熊本県あかねの里設置条例施行規則(平成 6 年熊本県規則第 5 号)

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇郡南小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南小国町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年3月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市泗水町南田島 529番1地先から 同市泗水町田島 282番1地先まで	前	10.0 ～ 17.0	321.5	仮設道路の撤去
			後	8.0 ～ 45.0	495.0	
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町林原字前田 814番1地先から 同市七城町林原字川原 976番6地先まで	前	8.2 ～ 14.2	205.0	単県改（歩道及び右折レーンの設置）
			後	15.7 ～ 28.5	205.0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月9日

熊本県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年3月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町吉富字中川原 998番地先から 同市泗水町豊水字頭図 3302番1地先まで	前	4.7 ～ 21.0	1,375. 0	地基創 改(バ イパス 発生)
		菊池市泗水町吉富字中川原 998番地先から 同市泗水町豊水字頭図 3302番1地先まで	後	4.7 ～ 21.0	1,375. 0	
		菊池市泗水町福本字北請 1306番地先から 同市泗水町福本字西谷 779番21地先まで		16.3 ～ 48.1	1,312. 0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月9日

公 告

熊本県公告第112号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道1480番地
理事	吉永 隆	八代市上日置町2569番地
理事	山村 清二郎	八代市上野町1884番地
理事	宮本 茂	八代市高小原町1303番地1
理事	藤本 徹	八代市郡築2番町134番地
理事	園田 幸徳	八代市郡築12番町228番地
理事	本田 博	八代市昭和同仁町338番地532
理事	中田 秋人	八代市岡町中177番地
理事	園田 春由	八代市千丁町吉王丸506番地
理事	西田 昭三	八代市千丁町古閑出2172番地
理事	蓑田 賢一	八代市鏡町鏡村1035番地
理事	黒田 清志	八代市鏡町宝出587番地
理事	松永 豊	八代市鏡町野崎1115番地
理事	松岡 建昭	八代市鏡町貝洲1164番地
理事	平崎 正男	八代市鏡町下村1649番地
監事	家田 富造	八代市郡築8番町24番地2
監事	中道 清	八代市昭和日進町18番地
監事	岩田 一芳	八代市千丁町古閑出新2453番地4
監事	上田 敏光	八代市鏡町北新地923番地
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	高本 健治	八代市井上町241番地2
理事	一美 清一	八代市古閑中町1488番地
理事	萩本 厚生	八代市井揚町3050番地
理事	田崎 光則	八代市郡築3番町136番地2

理事	立石 修治	八代市郡築10番町57番地2
理事	上村 義美	八代市昭和日進町94地3
理事	福田 貞雄	八代市岡町小路694番地
理事	北橋 龍美	八代市千丁町太牟田1725番地
理事	岩崎 忍	八代市千丁町古閑出2629番地2
理事	田添 秀行	八代市鏡町上鏡203番地
理事	山本 一	八代市鏡町野崎139番地
理事	黒田 清志	八代市鏡町宝出587番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地315番地
理事	橋本 保博	八代市鏡町下村304番地
監事	家田 富造	八代市郡築8番町24番地2
監事	岩崎 茂	八代市昭和明徴町829番地2
監事	宮田 学	八代市千丁町新牟田135番地
監事	米 昭雄	八代市鏡町貝洲710番地

熊本県公告第113号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	合志 義一	菊池郡大津町大字杉水178番地
理事	石原 大成	菊池郡大津町大字杉水2729番地
理事	安永 忠文	菊池郡大津町大字杉水2601番地
理事	藤坂 巧	菊池郡大津町大字矢護川2456番地
理事	永田 光雄	菊池郡大津町大字矢護川3014番地2
理事	永田 博	菊池郡大津町大字矢護川3083番地
理事	今村 誠吾	菊池郡大津町大字矢護川1374番地
理事	大村 信種	菊池郡大津町大字矢護川1332番地
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川1033番地
理事	永田 照	菊池郡大津町大字矢護川242番地
理事	府内 傳	菊池郡大津町大字平川2519番地
理事	松岡 星基	菊池市旭志尾足355番地
理事	村山 春木	菊池郡大津町大字矢護川3088番地
監事	清水 誠	菊池市旭志川辺571番地
監事	今村 信敬	菊池郡大津町大字矢護川1287番地
就任		
理事	合志 義一	菊池郡大津町大字杉水178番地
理事	石原 大成	菊池郡大津町大字杉水2729番地
理事	安永 忠文	菊池郡大津町大字杉水2601番地
理事	藤坂 正昭	菊池郡大津町大字矢護川2366番地
理事	永田 光雄	菊池郡大津町大字矢護川3014番地2
理事	永田 博	菊池郡大津町大字矢護川3083番地
理事	田上 元春	菊池郡大津町大字矢護川1356番地
理事	大村 築	菊池市郡大津町大字矢護川1343番地
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川1033番地
理事	永田 照	菊池郡大津町大字矢護川242番地
理事	府内 傳	菊池郡大津町大字平川2519番地
理事	松岡 一夫	菊池市旭志尾足338番地
理事	大村 信種	菊池郡大津町大字矢護川1332番地
監事	清水 誠	菊池市旭志川辺571番地

監事 今村 信敬

菊池郡大津町大字矢護川1287番地

熊本県公告第114号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	武澤 諫	玉名市上小田1528番地6

熊本県公告第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により土地改良区の清算人退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 土地改良区の名称
清算人 天草町土地改良区
- 退任する清算人

氏名	住所
森 安広	天草市天草町高浜南2764番地2
田中 義高	天草市天草町福連木3977番地
倉田 道明	天草市天草町下田北213番地
若松 重唯	天草市天草町下田南2502番地1
松本 昭好	天草市天草町高浜南5362番地
川原 昭雄	天草市天草町高浜北4829番地
中本 悦雄	天草市天草町高浜北5612番地
松村 智敏	天草市天草町大江1372番地
堀田 身勒	天草市天草町大江2603番地
深池 清	天草市天草町大江547番地4

熊本県公告第116号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、阿蘇郡南小国町に事務所を置く上中原入会林野整備組合代表者宮崎良久から申請のあった上中原入会林野整備計画を平成22年3月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第117号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年3月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称
水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
 - 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 - 入札方法
 - 入札金額は、水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務に要する費用とする。
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札

- 者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条の規定による審査（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第6条に規定する入札参加資格者名簿の審査種目情報処理業務に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店（営業所等を含む。）があり、担当技術者が常駐していること。
- (6) 平成21年度を含む過去3年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の業務を受託した実績があること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
- ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例10号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）以外の日に、1日に2回（午前11時及び午後4時）、熊本県環境生活部水保病保健課、水保病審査課（県庁行政棟新館5階）及び熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）において、受注及び納品をすることができること。
- イ アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時にアに記載する場所において、受注又は納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に規定する入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成22年3月9日（火）から平成22年3月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成22年3月9日（火）から平成22年3月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 申請書の入手先及び提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出する。
- (4) 競争入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部水保病保健課（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 7386 ダイヤルイン 096-333-2282
- 6 入手手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成22年3月9日(火)から平成22年3月19日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成22年3月24日(水)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟新館802会議室(県庁行政棟新館8階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3725
 - (4) 入札書の提出方法
(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札参加資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準価格を設けているため、その基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であつても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約書作成の要否
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から7日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から3日以内とする。
 - (7) 契約保証金
掲げる予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

